

監査委員公表第 3 号

住民監査請求の監査結果に係る措置状況について

監査委員公表第 11 号で公表した住民監査請求の監査結果(勧告)について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき寒川町長から別紙のとおり措置状況について通知がありましたので、その内容を公表します。

令和6年2月29日

寒川町監査委員 後藤 雅 弘
同 太田 眞 奈 美

寒高介第 2047 号
令和 6 年 2 月 2 8 日

寒川町代表監査委員
後 藤 雅 弘 様

寒川町長 木 村 俊 雄
(公 印 省 略)

「住民監査請求に係る監査結果」における監査委員の勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け寒監第 1 1 1 号による勧告について、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり必要な措置を講じたので、通知します。

1. 勧告内容

- (1) 監査対象部課は、令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金の実績額を再審査し、確定すること。
- (2) 再審査の結果、不適切と認められるものがある場合には、返還請求等の適切な措置を講じること。
以上を令和6年2月末日までに行うこと。

2. 対応内容

勧告のあった令和4年度の寒川町シニアクラブ補助金実績額について不適切な点はないか、再審査を行った。

具体的には、令和5年5月29日提出された「令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金実績報告書」に記載された支出額について、その支出証拠書類の確認を行った。

また、町補助金が充当されている事業について、町補助金の目的と合致している事業内容であるか、交付申請で充当が予定されている事業内容であるか、他の財源の充当は可能か、支出の証拠書類は整っているかについて確認を行った。

この確認作業のため、寒川町シニアクラブ連合会会長及び事務局職員に随時、聞き取り調査を行った。

3. 再審査の結果

支出の「項」ごとの再審査結果は次のとおりであった。

(1) 会議費

支出内容に不適切な点は見受けられない。

(2) 事務費

- ・「需用費」において、証拠書類が確認できない支出2,733円が計上されていた。
- ・「通信費」において、単純な転記ミスにより町補助金の充当が10円不足していた。

(3) 事業費

- ・「総会費」において、町補助金の当初交付申請（以下、「当初申請」という。）と異なる事業内容の支出30,612円に充当されていた。

- ・「役員研修費」の正・副会長役員研修会においては、証拠書類が確認できない支出40,150円が計上されていた。また、そもそも支出の内容が補助金の目的に合致しないことから、町補助金は充当できないと判断した。（実績報告書の充当額119,900円）
- ・「役員研修費」の県老連役員研修費においては、正当な支出であるにもかかわらず、町補助金の充当が14,250円不足していた。
- ・「女性部費」において、証拠書類が確認できない支出803円が計上されていた。また、当初申請額から4,281円上回って充当していた。
- ・「文化体育費」において、ゆめクラブ寒川スポーツ大会での支出として証拠書類が確認できない支出25,890円が計上されていた。また、当初申請と異なる支出102,532円に充当があった。
- ・「健康推進費」において、他の財源が余剰となっていることから、町補助金の充当額85,870円について、当該他の財源を優先して充当すべきと判断した。
- ・「クラブ助成費」において、当初申請の充当額から56円上回って充当していた。

(3)交際費

支出内容に不適切な点は見受けられない。

(4)分担金

実際の支出額から118円上回って充当していた。

(5)人件費

事務局職員の社会保険料等の一部167,637円が支払われていなかったが支出済として計上されていた。そのほか事務局職員への支払金額の集計誤りを含め、160,349円について、町補助金が過剰に充当されていた。

4. 措置内容

(1)再審査の結果、町補助金について次のとおり整理した。

交付決定額 (R4.5.16) (A)	4,125,400円
実績報告額 (R5.3.29) (B)	3,683,414円
実績報告時の返還額 (C:A-B)	441,986円
今回の再審査での補助金確定額 (D)	3,191,223円
今回の再審査での補助金返還額 (E:A-D)	934,177円
追加返還金 (E-C)	492,191円

(2)追加返還額については、令和6年2月2日付で寒川町シニアクラブ連合会に対し返還を求め、令和6年2月14日付での返還を確認した。

(3)未納であった社会保険料は直ちに納付するよう指導した。